

目標達成に向けた主な取組内容(案)

※今後、目標達成に向けた取組事項を協議するが、現時点で想定される主な取組内容を挙げることとする。

1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

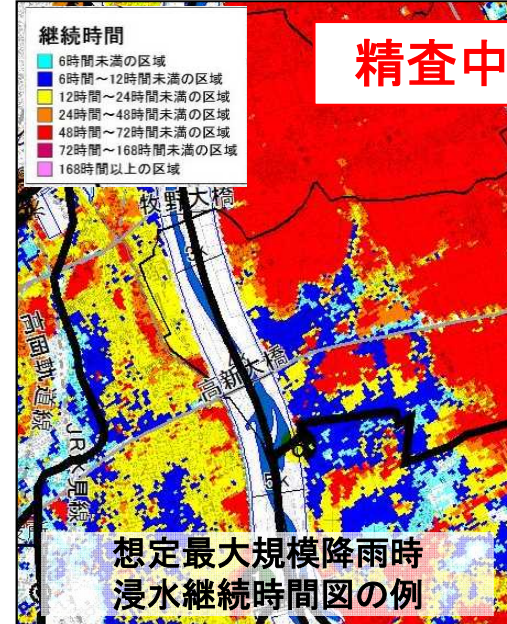
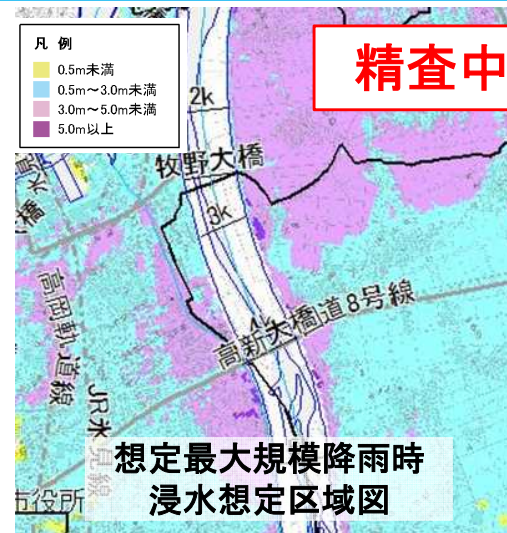
○ 想定最大規模降雨時の氾濫情報(浸水想定区域図・浸水継続時間図・家屋倒壊等氾濫想定区域図等)を公表

河川管理者

【各基礎データを作成】

- ・ 浸水想定区域図
- ・ 浸水継続時間図
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域図

※H28年度出水期前に公表を目指す。



市町村



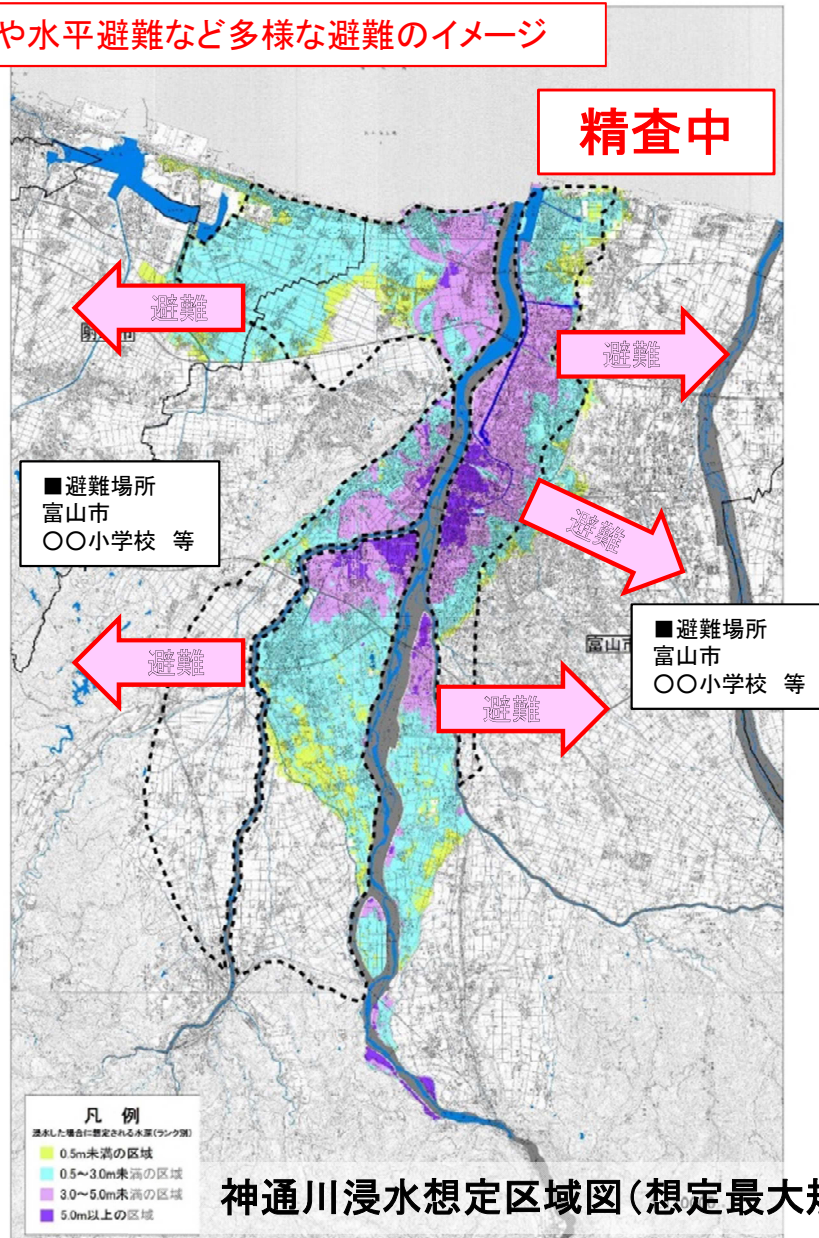
河川管理者が公表した浸水
想定区域図に基づき
洪水ハザードマップ作成

1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

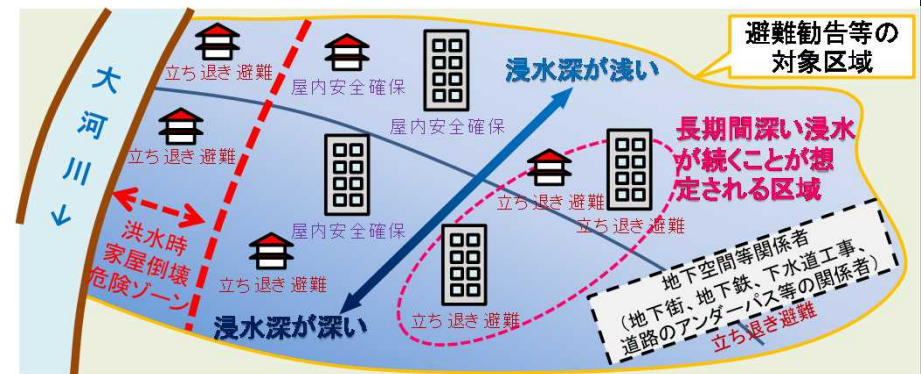
○広域避難計画やタイムラインの精度向上、避難所の再設定 など

垂直避難や水平避難など多様な避難のイメージ



【避難等に関する新たな視点】

- ◎複数地点での破堤を想定した大規模氾濫の発生を想定
- ◎「立ち退き避難」が必要となる「洪水時家屋倒壊危険ゾーン」明示
- ◎「立ち退き避難」が必要となる「長期浸水区域」明示
- ◎上記を踏まえた避難の検討



避難勧告等の対象とする区域と避難行動について

地域防災計画や
ハザードマップへ反映

1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

●水防法第15条の3に基づく要配慮者利用施設の避難の確保のための措置に関する計画の策定に努めることについて、さらなる要配慮者施設管理者への働きかけを進めるとともに避難訓練等により課題を抽出するとともに関係機関との連携を深める必要がある。

※ 水防法第15条の3:

第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

※浸水想定区域内の要援護者利用施設数

富山市:272施設

(「富山市地域防災計画 資料編」より、
浸水想定区域内の要援護者施設数)

高岡市:210施設

(「高岡市地域防災計画 資料編」より、
浸水想定区域内の要援護者施設数)

射水市: 36施設

(「射水市地域防災計画 資料編」より、
浸水想定区域内の要援護者施設数)

砺波市: 33施設

(「砺波市地域防災計画 資料編」より、
浸水想定区域内の要援護者施設数)

小矢部市: 14施設

(「小矢部市地域防災計画 資料編」より、
浸水想定区域内の要援護者施設数)

南砺市: 8施設

(「南砺市地域防災計画 資料編」より、
浸水想定区域内の要援護者施設数)

立山町、舟橋村については施設数は資料梨子のため未確認

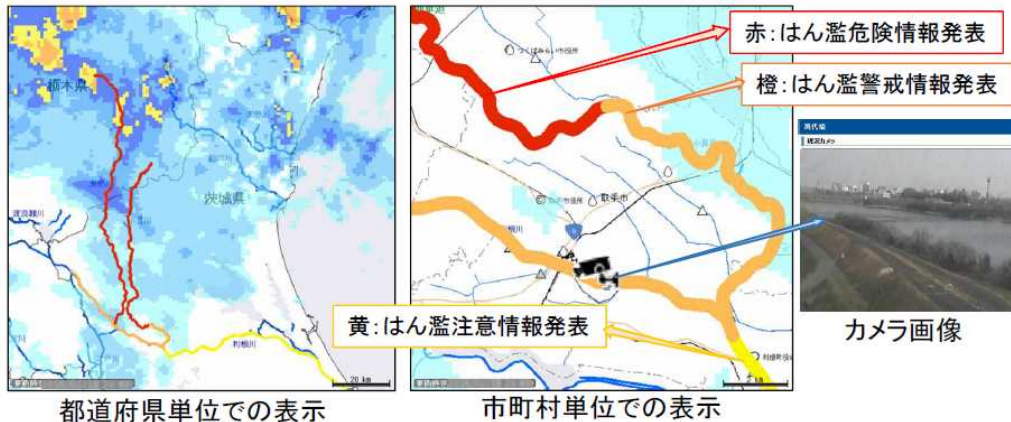
1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

○平成28年3月より、「川の防災情報」をよりわかりやすくリニューアル

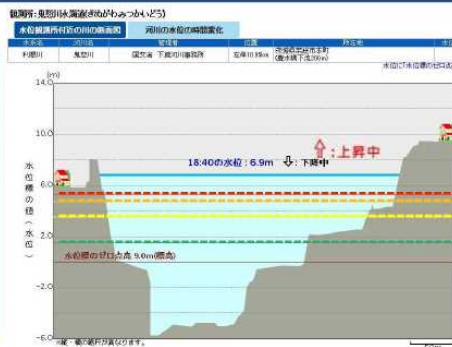
川の水位や雨の現在の状況がわかります。

- ・水位の変化に応じて予警報が発表されると川の表示の色が変わります。
- ・カメラのアイコンをクリックすると、現在の川の状況をカメラ画像で確認することができます。
- ・レーダーによる雨の状況もわかります。



川の水位で現在のはん濫の危険性がわかります。

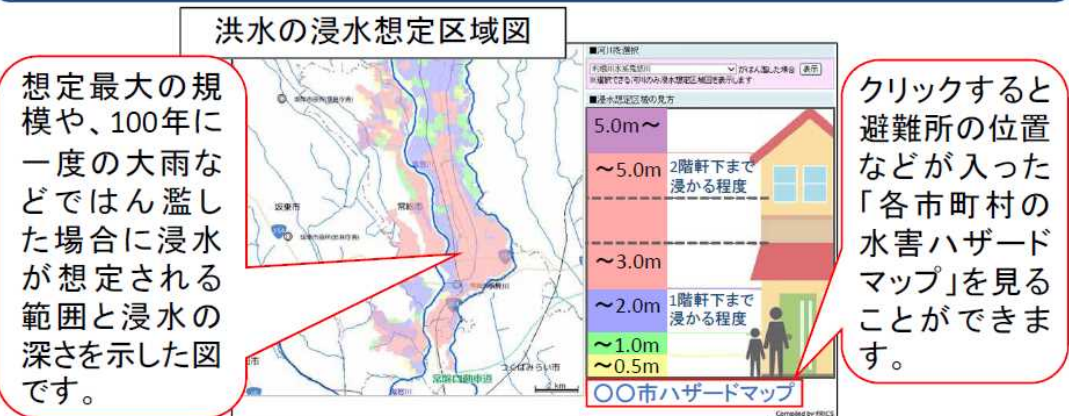
- ・川の水位が上昇している時は水位情報と共に↑:上昇中の表示がされます。
- ・近くの川の水位が高いほど、身近ではん濫する可能性が高まります。
- ・はん濫の危険性が高くなっている川の近くでは、身の安全の確保を図るなど、適切な防災行動をお願いします。



パソコンから <http://www.river.go.jp/>

スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>

洪水の浸水想定区域図で、仮にはん濫したらどこがどのくらい浸水する危険性があるかがわかります。



川の水位に応じた予警報の詳細な情報も見ることができます。



いつも持っているスマートフォンで川の防災情報を見ることができます。



1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

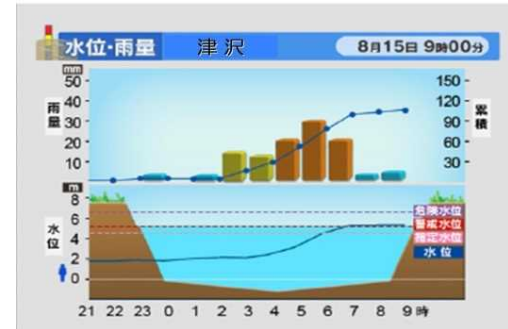
○富山県内の河川国道および砂防事務所の防災情報を一元化し、共有・閲覧できるシステムを構築

河川・道路に関する防災情報を一括で提供する「防災ネット富山」をインターネットで提供



防災ネット富山

ケーブルテレビによる情報提供



動く浸水想定区域図



URL【一般向け】<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen>

※イメージ(制作中)

一般公開項目
Xバンドレーダ雨量
Cバンドレーダ雨量
水防警報
洪水予報
避難指示・勧告
テレメータ雨量・水位
CCTV
避難所
気象警報・注意報(今後公開予定)

1. 避難活動等の取組

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

○常願寺川・神通川・庄川・小矢部川において堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を閲覧するシステムを構築

堤防がこの地点で決壊した場合、どこまで浸水するのか？

■堤防の決壊地点から見た浸水状況表示システム

- ①地図上に表示された決壊地点から任意の地点を選択する
- ②シミュレーション結果を閲覧する



【表示できる情報】

- ・最大浸水深
- ・浸水到達時間
- ・浸水範囲・浸水深の時間変化
(アニメーション表示)

※イメージ(制作中)

この場所は、堤防のどの地点が決壊したら浸水するのか？

■任意地点から見た浸水状況表示システム

- ①地図上の任意の地点を選択する
- ②その地点を浸水させる全決壊地点が地図上に表示されるのでその中から任意の決壊地点を選択する
- ③シミュレーション結果を閲覧する



【特徴】

- ・背景地図を地理院地図・GoogleMapから選択できる。
- ・地図の移動・拡大縮小をスムーズに行うことができる。
- ・住所や施設名を入力して検索することにより、地図の表示位置をその場所まで移動させることができる。

1. 避難活動等の取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○小中学生を対象とした水防災教育の実施、まるごとまちごとハザードマップの表示 など

水防災教室の開催

河川における自然や治水の歴史など、地域の災害リスクや防災への取組への理解を深め、自然災害から命を守るために必要な心構え・知識・判断力・行動力を養うため、学習教材の作成など連携した取組を実施



学習教材の作成



水防災教室



水防活動の体験

まるごとまちごとハザードマップの表示

「まるごとまちごとハザードマップ」とは？

洪水・内水・高潮の各浸水想定区域図及び水害ハザードマップを担うものとして、まちなかに標識等として、浸水深の情報や避難行動に関する情報を設置することをいい、水防法第14条第3項及び第15条第3項に基づく措置の一部となるものである。



1. 避難活動等の取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○河川管理者や自治体・地域住民が参加した水害リスクの高い箇所の共同点検 など

自治体・地域住民との共同点検を実施



1. 避難活動等の取組

(2) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項

○水害時に住民の避難を促し、被災者を無くすことを目指して、富山県内の直轄河川流域の市町村長との意見交換会(トップセミナー)を開催し、危機意識を共有すると共に、破堤前に水平避難を行う必要がある家屋倒壊危険区域への対応など、的確な避難行動を促すための対応等について意見交換

■日時 平成27年11月4日(水) トップセミナー 15:00～15:30
意見交換 15:30～17:15

■会場 富山第一ホテル(3階 天平の間)

■議事 ○トップセミナー
・市町村長を支援する緊急行動について 講師：富山河川国道事務所長

○意見交換
富山市長、立山町長、上市町長、舟橋村長、高岡市長、射水市長、砺波市長、
小矢部市長、ほか
水管理・国土保全局河川環境課長、北陸地方整備局長、北陸地方整備局河川部長、
富山河川国道事務所長、立山砂防事務所長、黒部河川事務所長、
富山県河川課長ほか



北陸地方整備局河川部長 挨拶



国土交通省



関係市町村



開催状況

2. 水防活動等の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

○各市町の消防、県・市・国職員等を対象に水防技術を伝承し、指導者を育成すべく、水防技術講習会を実施



「縄の結び方」



「土のう作り」



「釜段工」



「木流し工」



「積土のう工」



「改良積土のう工」

2. 水防活動等の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

○河川管理者や水防団・自治体職員との水防資機材の確認、新技術を活用した水防活動 など

水防団・自治体職員との水防資機材の確認



平成27年6月3日(水): 水防団と自治体との水防資機材の確認
(高岡市大源寺地先緊急資材倉庫)

新技術を活用した水防活動



2. 水防活動等の取組

(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- 自治体及び河川管理者を含めた富山河川国道事務所水防連絡会を開催し、情報の共有化を図る。
- XRAINおよびダム放流量を用いた洪水予測について、精度検証ならびに評価等を行い、出水予測精度の向上を図り、関係機関へ情報提供を行う。



防災活動へ向けた情報連絡体制



XRAIN

2. 水防活動等の取組

(2) 市町村庁舎や災害拠点等の自衛水防の促進に関する事項

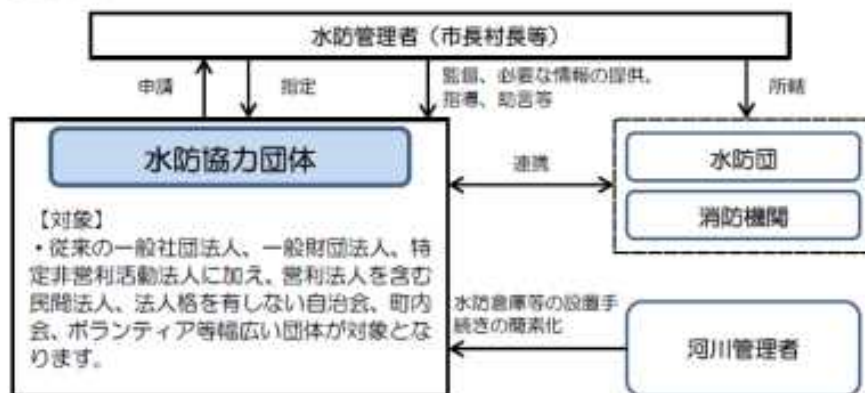
○水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 など

水防協力団体を募集しています。

水防法第36条にて規定されている「水防協力団体」を募集しています。下記について、岐阜市の水防活動にご協力いただける各種団体様、また水防協力団体に関する疑問・質問等がありましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

水防協力団体とは？

水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し、水防活動を行う制度。平成17年度の水防法改正により策定され、平成25年度水防法改正により対象範囲、業務が拡大されました。



対象範囲及び想定業務内容

対象団体（例）	想定業務内容
建設会社等	水防資器材の提供、巡視、大型土のう作成・運搬等
大型販売店・食品メーカー等	水防資材の提供、支障物資の提供・運搬等
コミュニティFM	災害情報の放送（住民への呼びかけ）、PR等
新聞社	水防活動の資料収集・提供、PR等
大学等	訓練の指導・評価、実効的な水防計画等の検討等
NPO・ボランティア団体	避難所運営支援等
自治会・自主防災組織・婦人会	自治会単位での避難計画作成、自治会と連携した避難所運営計画作成、住民避難誘導、避難所運営、炊き出し等



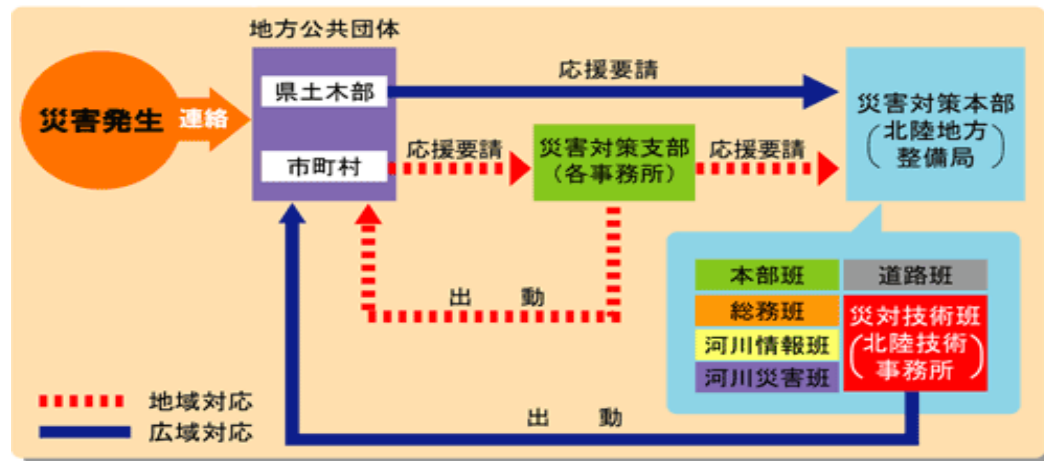
水防体験の様子

3. 排水活動及び施設運用の取組

○排水支援や自治体職員とのリアリティある排水訓練の実施 など

地方公共団体への支援活動

地方公共団体からの要請があった場合にも災害対策機械等を出動し、地方公共団体と協力して災害の対応を行います。



..... 地域対応とは：

各事務所が管理する河川や道路及びその周辺地域の災害に即対応します。

——— 広域対応とは：

大規模な災害が、同時に複数の箇所で発生する災害に対して、広域的に対応します。

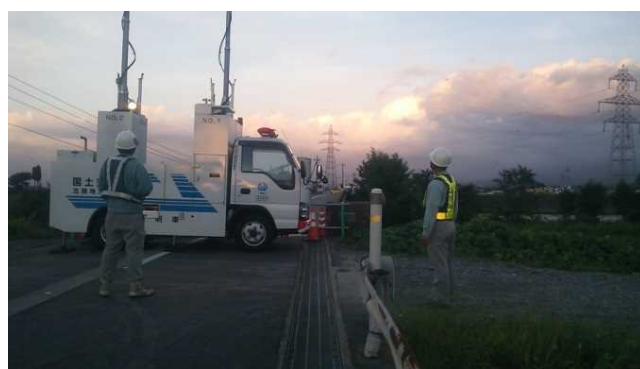
自治体職員とのリアリティのある排水訓練を実施



平成25年9月出水：井田川でのポンプ排水及び照明車配備状況



ポンプ車による排水
(磯川樋門)



照明車配備
(高善寺橋)



自治体職員との排水訓練や夜間訓練の様子